

軽度者に係る福祉用具貸与費の算定について

令和2年8月版
知多北部広域連合 事業課

1 軽度者の範囲

要支援1・要支援2・要介護1

(自動排泄処理装置については、要介護2・要介護3も軽度者に含む。)

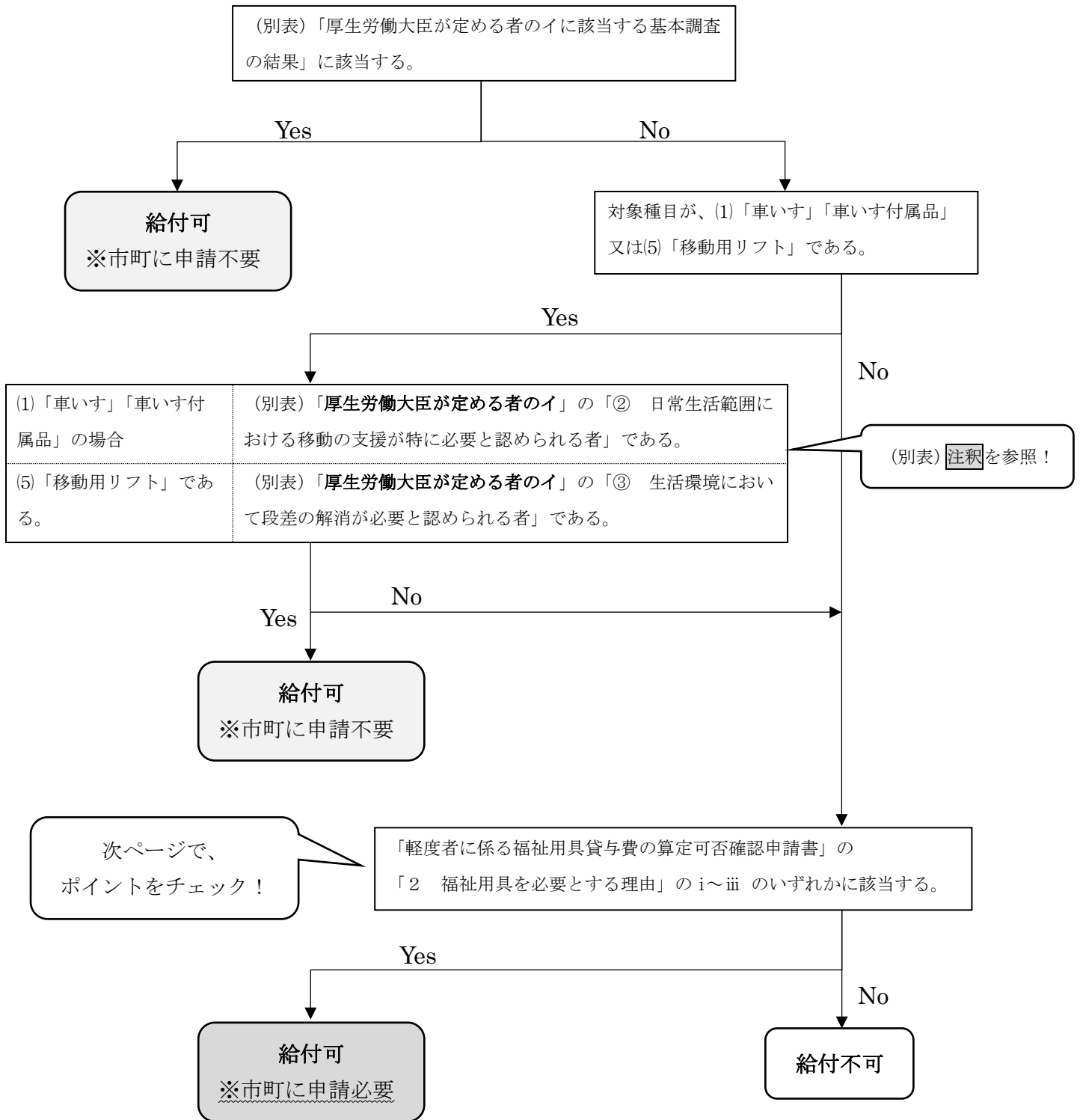
2 対象種目

- (1) 「車いす」「車いす付属品」
- (2) 「特殊寝台」「特殊寝台付属品」
- (3) 「床ずれ防止用具」「体位変換器」
- (4) 「認知症老人徘徊感知器」
- (5) 「移動用リフト」
- (6) 「自動排泄処理装置 (※)」

軽度者に対しては、
原則として算定できない。
★ただし、厚生労働大臣が定める者のイの状態像
(別表)に該当する場合は算定できる。

(※) 尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。

3 状態像の判断方法（フローチャート）



要点解説

「2 福祉用具を必要とする理由」の i ~ iii の該当の有無

- i) 状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に別表の状態像に該当する場合
(例) パーキンソン病による ON・OFF 状態により、時間帯によって起き上がりが困難になるため、特殊寝台が必要である。
- ii) 状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の状態像に該当する場合
(例) 末期の肺がんにより寝返りが困難になってきたため、床ずれ防止用具が必要である。
- iii) 身体への重大な危険性・症状の重篤化の回避などの医学的判断から別表の状態像に該当する場合
(例) 脊柱管狭窄症のため、腰部に負担をかけると骨折の危険があり、自力での起き上がりが困難なため、特殊寝台が必要である。

<記載のポイント>

★ 「○○ (病気等) のため、
△△ ((別表) 対象種目の厚生労働大臣が定める者のイ) が困難なため、
□□ (対象種目) が必要である。」

「起居動作」は不可！！

という旨を、

居宅サービス計画書第1表、第2表、介護予防サービス計画書又は
居宅介護サービス計画書第4表（サービス担当者会議の要点）若しくは
介護予防支援経過記録の該当書面に記載すること。

4 申請方法

※「3 状態像の判断方法(フローチャート)」において、給付可かつ市町へ申請必要の場合のみ。

- (1) 申請窓口 被保険者の住所のある市町介護保険担当窓口
- (2) 提出書類 ア 「軽度者に係る福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」
イ 居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表又は介護予防サービス計画書
(本人又は代理人の同意を得ているもの)
ウ 居宅介護サービス計画書第4表(サービス担当者会議の要点)又は
介護予防支援経過記録の該当書面
エ 福祉用具を必要とする理由が確認できる書類

注意事項

- ① 認定申請中(認定更新を含む。)の場合、軽度者に係る福祉用具貸与費の算定可否確認申請は
できません。認定結果を受けた後、必要があれば申請してください。
- ② 担当のケアマネジャーが変更となった場合、同一の介護対象者であっても、再度申請が必要と
なります。

確認事項

下記①と②のいずれも記載が必要

- ① 医師の医学的な所見
(主治医意見書、医師の診断書又はケアプランに記載された医師の所見(※))
(※) ケアマネジャーが医師から直接聴取し、聴取した日付、医療機関名(科名を含
む。)、医師名(フルネーム)及び聴取方法(電話、診察に同行、書面での照会等)
が記載されていること。
- ② サービス担当者会議を通じた「適切なケアマネジメント」により、必要と判断した旨

<記載のポイント>

- ① 「医師が必要と判断したから。」は、ケアマネジメントにより必要と判断したとは言えません。
医師の「医学的な所見」をもとに、サービス担当者会議で必要性を話し合い、ケアマネジャー
が必要性を判断した経緯及び結果を記載してください。
(例) 居宅介護サービス計画書第4表(サービス担当者会議の要点)において、「ケアマネジ
ャーの所感」という項目を設け、そこでアセスメント結果を記載する。
- ② 起き上がり・寝返りが困難な利用者について、福祉用具貸与の「特殊寝台」が必要な理由を
ケアプランに位置付けてください。
※ 通常のベッドで寝起きできる場合(床からの起き上がりが困難等)では、「特殊寝台」を貸
与する理由になりません。
- ③ 特殊寝台を利用(自主購入による利用を含む。)していないにも関わらず、特殊寝台付属品
のみを貸与することはできません。
- ④ 「床ずれ防止用具」について、「寝返りが困難」であり貸与を必要とする理由をケアプラン
に位置付けてください。特殊寝台の付属品ではないので、特殊寝台の必要性のみでは床ずれ防
止用具を貸与する理由になりません。

(別表)

軽度者対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
(1) 車いす及び 車いす付属品 ※①②のいずれかに該当する者	① 日常的に歩行が困難な者	1-7 歩行「3. できない」
	② 日常生活範囲(※1)における移動の支援が特に必要と認められる者	主治医から得た情報(※2)及び サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(2) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※①②のいずれかに該当する者	① 日常的に起き上がりが困難な者	1-4 起き上がり「3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り「3. できない」
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り「3. できない」
(4) 認知症老人徘徊感知器 ※①②の <u>いずれにも</u> 該当する者	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	下記ア～ウのいずれか ア 3-1 意思の伝達「1. 意思を他者に伝達できる」 <u>以外</u> イ 3-2～3-7 記憶・理解のいずれか「2. できない」 ウ 3-8～4-15 問題行動のいずれか「1. ない」 <u>以外</u> ※その他、主治医意見書において、 <u>認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</u>
	② 移動において全介助を必要としない者	2-2 移動「4. 全介助」 <u>以外</u>
(5) 移動用リフト (つり具の部分を除く。) ※①～③のいずれかに該当する者	① 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8 立ち上がり「3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	主治医から得た情報(※2)及び サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断。
(6) 自動排泄処理装置 ※①②の <u>いずれにも</u> 該当する者	① 排便が全介助を必要とする者	2-6 排便「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	2-1 移乗「4. 全介助」

注釈

(※1)

「日常生活範囲」は、買い物、通院等日常生活に必要な行為が考えられます。

「趣味の集まりに参加するため」等の日常生活に該当しない行為のための貸与は認められません。担当者会議を通じて「何のために必要か」を具体的にケアプランに位置付けること。

(※2)

「主治医から得た情報」は、必ずしも書面である必要はありません。ただし、医学的な面から必要性があるという情報を得ること。